

務	00	01	1年
(令和6年3月31日まで保存)			
(令和5年4月30日まで有効)			

交 企 第 4 7 1 号
令 和 5 年 2 月 2 7 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

令和5年新入学期の交通事故防止運動の実施について

県警察では、本年の交通警察の目標に「交通死亡事故の抑止～とまる しめる やめる まもる～」を掲げ各種活動を推進中であるが、今後、雪解けとともに車両の実勢速度が上がることや、歩行者、自転車の交通量が増加することから交通死亡事故の抑止に向け県民が一体となった交通安全対策を推進する必要がある。

特に、新入学・新学期を迎える児童の登下校時の安全確保や通勤・通学、配達業務のために急増する自転車利用者に対する交通安全意識の向上を図る必要がある。

このような情勢の中、標記の運動が下記のとおり実施されることから、各所属にあっては、本運動の取組が真に効果の上がるものとなるよう推進されたい。

記

1 期間

令和5年4月6日（木）から4月14日（金）までの9日間（県警独自）

※ 青森県交通対策協議会が主唱する同運動の期間は4月7日（金）から4月13日（木）までの7日間

2 運動の重点

- (1) 新入学児童等の安全指導
- (2) 新入学児童等への思いやりのある運転の推進
- (3) 自転車の安全利用の推進

3 主な推進事項

- (1) 新入学児童等の安全指導

ア 保護誘導活動の推進

交通指導隊や交通安全母の会等と連携し、通学時間帯における通学路の街頭指導を実施し、児童、園児の保護誘導を積極的に行い、こどもの交通事故防止に努めること。

なお、この時期における保護誘導活動は、地域住民及び関係機関・団体の交通安全意識の高揚に大きく効果を及ぼすことから、各警察署で実施する活動については、マスコミ等を活用し、積極的な広報を実施すること。

イ 交通安全教室の開催

自治体、各学校等と連携し、新入学後の早い時期を捉え、実地を含めた交通

安全教室を開催し、正しい交通ルールとマナーを習慣付けること。

交通安全教室の開催に当たっては、歩行シミュレータ等各種交通安全教育機材を活用するなどして、参加・体験・実践型の安全教育に配慮すること。

ウ 「ハンド&サンクス」 広報啓発活動の強化

基本的な法令を遵守すること及び自らの安全を守るための交通行動として、「ハンド&サンクス」による横断の仕方について広報啓発活動及び交通安全教育活動を積極的に推進するとともに、斜め横断や車両等の直前直後横断等歩行者による法令違反を認めるときは、看過することなく指導すること。

(2) 新入学児童等への思いやりのある運転の推進

ア 見せる活動の推進

通学路におけるパトカーでの警戒走行、駐留警戒を実施し、自動車等運転者に対して漫然運転防止のための注意喚起をすること

イ 信号機のない横断歩道における歩行者保護対策の徹底

運転者に対して、横断歩道等を通る際に、その進路の前方を横断しようとする歩行者等がないことが明らかな場合を除き、横断歩道手前における減速義務と横断歩道における歩行者優先義務を徹底させるための広報啓発を推進するとともに、こどもの横断が多い場所においては歩行者等への妨害等に対する交通指導取締りを強化すること。

(3) 自転車の安全利用の推進

ア 年齢層に応じた理解しやすい交通安全教育の推進

「交通の方法に関する教則」（昭和53年国家公安委員会告示第3号）や「自転車安全利用五則」（「自転車の安全利用の促進について」（令和4年11月1日付け交通対策本部決定）に添付）等を活用した自転車の交通ルールとマナーの周知を図ること。

イ 乗車用ヘルメットの着用推進

全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用促進をはじめとする自転車の基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を図る交通安全教育・広報啓発の更なる推進を図ること。

4 留意事項

新入学児童が登下校に慣れるには、ある程度の期間を要することに鑑み、本運動終了後においても継続して、交通ボランティア等と連携しての保護誘導活動に配慮すること。

5 受傷事故防止及び感染症対策

交通指導取締りを始めとする街頭活動に当たっては、装備資機材を効果的に活用し、現場責任者の適切な指揮の下、受傷事故防止及び新型コロナウイルスの感染拡大防止に万全を期すること。また、街頭活動を共に行う関係機関・団体や交通ボランティア等の参加者の安全確保等にも配慮すること。

担当：交通企画課安全教育係